

令和4年第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階会議室
3. 出席委員 9名
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 谷山次則 境 良一
鎌賀和夫 齋藤英次 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 3名
松下清史 太田桂子 田代和弘
5. 議事録署名者指名 境良一 議長
議事録署名委員 谷山委員 齋藤委員
6. 議 事
 - (1) 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第38号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 定刻となりましたので、只今から令和4年第11回の総会を開催いたします。本日は松下、太田、田代委員3名が欠席ですが、出席委員が、委員総数過半数を超えていますので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 お忙しい中ご出席頂き有難うございます。昨日、県農業会議の農業者年金担当者と年金加入推進について協議しました。農業年金制度は国庫補助もあり有利な面があります。今後加入促進を図りたいと思います。後継者がいらっしゃる方はご活用をと思います。また、宇土市は約38名の加入されており推進出来ると思います。走瀉地区の農業委員、推進員

の皆様には、ジャガイモの植付け、芽欠きと大変お世話になっています。
12月13日に収穫を予定していますので、皆様方のご協力よろしくお
願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委
員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委
員の指名ですが、議長において指名するというところでよろしいでしょ
うか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、谷山委員さんと齋藤委員さんをお願いします。只今より議案
審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明
をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行
い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今
月の議案審議をお願いします。議案第35号「農地法第3条の規定によ
る許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について、確認委員の安田委員から説明をお願
いします。

安田委員 申請番号1番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりで
ありました。なお、申請者と譲渡人は兄弟になります。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお
願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は3ページです。申請地ま
での通作距離は車で30分ほどで、農業年数は35年、農機具を所有し、
主たる作物は、米、柿、露地野菜になり、3条の要件は満たしているも
のと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん
のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について、確認委員の木村委員からご説明をお願いします。

木村委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は約500m、農業年数は31年、農機具を所有し、主たる作物は、米、みかん、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について、確認委員の木村委員からご説明をお願いします。

木村委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離は約200mで、農業年数は42年、農機具を所有し、主たる作物は、米、みかん、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の木村委員からご説明をお願いします。

木村委員 申請番号4番については、申請者記載のとおりであり特段問題ないものと思われます。なお、譲渡人は福岡に在住されており管理が難しいとのことでした。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は6ページです。申請地までの通作距離は約800mで、農業年数は6年、農機具を所有し、主たる作物は、米で、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番については承認致します。以上、議案第35号について4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に議案第36号、「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の齋藤委員から説明をお願いします。

齋藤委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお、当地は国道整備で残地となった農業生産性の乏しい農地です。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は8ページです。申請人は、走潟町に居住する個人で、現在使用している資材置場が手狭になり、駐車場や農業用の機械置場として利用できる土地を探していたところ、申請地は自宅から500mほどと近く、駐車場・資材置場としての利便性が高いと考え、今回の転用申請となりました。なお、転用申請以前から盛り土を行っていたため、始末書案件となります。申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われまます。また、代替地も検討されていますが、ほかに購入できる土地がなかったことから、転用見込みはあると考えます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番については承認致します。以上、議案第36号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に議案第37号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番については、保留とのことですので、申請番号2番について確認委員の松下委員はご欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は12ページです。申請人は、宇城市松橋町に居住する個人で、現在妻の実家に同居していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、個人住宅の建築を計画したところ、申請地は、小学校や保育園、駅が近くにあり、通勤距離も現在より短くなるなど利便性が高いと思ひ、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地に該当すると思われまますが、不許可の例外である集落接続に当たるため許可は可能と思われまます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
- 境会長 異議なしということですので2番については承認致します。以上、議案第37号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第38号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。すべて農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。次に16ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の計が2,267㎡、普通畑の計が3,020㎡、樹園地の計が5,604㎡、合計10,891㎡となっています。次に17ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第11回総会時点での令和4年の累計は、利用権の設定が31万3,883.39㎡、所有権の移転は24,080㎡です。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。
- 委員 異議なし。
- 境議長 異議なしですので、議案第38号について承認します。次に報告第13号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意確約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、報告いたします。19ページをお開きください。解約件数は4件、総合計は4筆で8,666㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、借借人は議案書記載のとおりです。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので報告13号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。ない様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上もちまして第11回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 谷山 次則 印

議事録署名人 齋藤 英次 印